

H 2 0 . 3 . 1 8 原案可決

ひきこもり対策を求める意見書

ひきこもりは、全国で推定100万人以上存在していると言われ、家族や本人の苦労が長期に及び、深刻な社会問題となっている。挫折体験や特定の性格傾向、家庭環境等にその原因があると言われるが、必ずしも明らかではない。場合によっては、自室に閉じこもり、強迫症状や対人恐怖症状を示し、家庭内暴力や自殺行為に及ぶこともある。

しかし、ひきこもりは、従来から精神的健康の問題としてとらえられ、その対応や援助について、ひきこもりをめぐる地域精神保健活動のガイドライン等において示されているが、その支援では限界がある。

本県では、独自にNPOを「ひきこもり者支援センター」として指定し、居場所の提供、家庭訪問による当事者・家族の支援、就労支援等を通じて、ひきこもりの社会参加促進のための対策に取り組んでいるが、ひきこもりに対する適切な支援方法が確立されていない現状では、問題の根本的解決に至ることは容易ではない。

よって、国においては、ひきこもり問題の早期解決のため、ひきこもりに苦しむ本人や家族を支援するための法整備並びに具体的な施策に対する専門的・技術的支援及び財政的支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣